1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ(第 50 回)
2. 日 時	平成 27 年 12 月 10 日 (木) 午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 00 分
3. 議 案	1.「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂について 2. その他
4. 主な内容	「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A(以下、「犯収法Q&A」という。)に関し、前回WGまでの議論やWG後の意見照会結果を反映させた事務局修正案についてWGで確認し、内容について合意した。
	1.「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の改訂について
	(主な意見等) ・犯収法Q&Aの内容について、WGにおいて同意を得られたので、今後は当局 (金融庁及び警察庁) への内容確認等を行うことになるが、当局から修正を求 められることもありうることは承知していただきたい。例えば、特にQ2(既 存顧客等への対応(経過措置について))については、経過措置に関して法令等 に明記されておらず、WGにおいて実務を踏まえて作成したという意味合いが 強いので、修正されるかもしれない。(事務局)
	・資料 1 において、顧客が実質的支配者について申告するための参考様式は、各特定事業者の業態や社内規程・事務手続等により異なりうるものであり、一律の様式化になじまないと考えられることから、本WGにおいて作成しない旨を説明した。顧客宛交付用の一枚ものリーフレットのようなものについても、現時点ではWGからの作成要望がないため、作成しない方向とする。
	・Q新 14 (新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止(追加的本人確認の実施))について、前回WG後に頂いた意見に基づき、追加的本人確認措置を追記した。頂いた意見のうち、その措置が取られる場面が非常に限定されるものについては記載していないが、それらについては、追加的措置として最後に挙げている「その他、顧客属性等に応じて上記と同等以上の効果を有すると考えられる方法」で読み込むことが可能と考えている。(事務局)
	・Q新 14 (新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止(追加 的本人確認の実施)) について、前回までのWGでもお伝えしていることである が、「原則」と記載した趣旨は、「原則」以外の対応を認めないということを意味

	するわけではない。
	2. その他 特になし。
	以上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部(03-3667-8470)